

予約制診察・カウンセリング Q&A

— 選定療養（予約に基づく診察）に係る予約料をいただく診察枠について —

日本医科大学千葉北総病院 メンタルヘルス科

2026年7月改定

この診察枠は、十分な診察・カウンセリングの時間を確保するために、通常の保険診療と、健康保険法に定める保険外併用療養費制度の「選定療養（予約に基づく診察）」に係る予約料とを組み合わせで行うものです。

ご利用は患者さんご自身の選択によるものです。予約料のかからない通常の診察も、これまでどおりお受けいただけます。

1. 制度について

Q1 この予約制の診察枠は、どのようなものですか。

A より十分な時間を確保して診察と心理支援を行うために、時間を指定した1枠50分の予約制の診察枠を設けたものです。この枠では、通常の医師の診察に加えて、当科の公認心理師によるカウンセリングを行います。

この予約枠をご利用いただく場合、健康保険法第63条第2項第5号に定める選定療養（予約に基づく診察）として、予約料をご負担いただきます。

Q2 「選定療養」とは何ですか。

A 健康保険では、保険が使える診療と保険が使えない診療を組み合わせること（いわゆる混合診療）は原則として認められていません。その例外として、患者さんご自身が選んで受けるアメニティ的なサービスについては、基本の診療部分に健康保険を使いながら、上乗せ部分だけを自費でお支払いいただく仕組みが法律上認められています。これが「保険外併用療養費制度」で、そのうち患者さんの選択によるものが「選定療養」です。

入院時の差額ベッド代や、紹介状なしで大病院を受診したときの特別料金と同じ枠組みで、「予約に基づく診察」も選定療養の一つとして国が定めています。

Q3 予約料は、何に対する費用ですか。カウンセリングの料金ですか。

A 予約料は、時間を指定した予約枠を確保することに対する費用です。診察やカウンセリングの内容そのものに対する対価ではありません。

- ・公認心理師によるカウンセリングは、医師の診療計画に基づき、診療の一環として当科の公認心理師が担当します。カウンセリングについて別途の自費料金をいただくことはありません。
- ・医学的な診断、お薬の処方、治療方針の決定は、これまでどおり医師が行います。

Q4 なぜ、医師の診察が必要なのですか。

A 心身の状態や治療経過を医学的に確認し、カウンセリングが適切か、安全に継続できるかを判断するためです。50分の枠のなかで医師が診察を行い、その診療の一環として公認心理師が心理支援を担当します。

2. 日時・費用について

Q5 いつ行っていますか。1回の時間はどのくらいですか。

A 完全予約制です。1 枠は 60 分をお取りし、そのうち 50 分が診察・心理療法の時間です。予約をお取りできる枠（開始時刻）は次のとおりです。

開始時刻	月	火	水	木	金	土
10:00	○	○	○	○	×	○
11:00	○	○	○	○	×	○
13:00	○	○	○	○	○	○
14:00	○	○	×	×	○	×

○＝予約をお取りできる枠 ×＝この時間帯は実施していません（日曜日・祝日は実施しません）

※ 表の時刻は予約枠の開始時刻です。年末年始および当院の休診日は実施しません。

※ 担当医・担当公認心理師の勤務状況や外来体制により、実施日時を変更する場合があります。最新の実施日時は院内掲示および当院ホームページでご確認ください。

Q6 料金はいくらですか。ほかにかかる費用はありますか。

A 1 枠（50 分）につき、予約料として 5,500 円（税込）をご負担いただきます。予約料は消費税の課税対象です。

- ・ 予約料とは別に、初診料・再診料、通院精神療法などの保険診療分の一部負担金が生じます。実際にお支払いいただく金額は、その日の診療内容によって変わります。
- ・ お会計の際は、保険診療分と予約料（保険外）を明確に区分して記載した領収書をお渡しします。

Q7 予約料はいつ発生し、いつ支払うのですか。

A 予約料は、ご予約をお取りいただいた時点で発生します。50 分の診察枠をその方のために確保し、ほかの患者さんにはご案内できなくなるためです。

- ・ お支払いは、原則として予約をお取りいただくときにお願いしています。窓口の状況により、受診当日にお支払いいただく場合もあります。
- ・ いったん発生した予約料は、ご予約の際にその旨をご説明し、同意をいただいたうえでお預かりするものです。

※ キャンセルや変更をされた場合の取り扱いは、Q15 をご覧ください。

Q8 健康保険や自立支援医療は使えますか。

A 通院精神療法など、保険診療にあたる部分には健康保険や自立支援医療（精神通院医療）が適用されます。

- ・ 一方、予約料 5,500 円は保険が適用されない費用のため、全額自己負担となります。自立支援医療などの公費負担医療による軽減や、月額自己負担上限額の管理の対象にはなりません。
- ・ 予約料は高額療養費の対象にもなりません。

Q9 医療費控除の対象になりますか。

A 医療費控除の取り扱いは、支払いの内容や個別のご事情によって判断されます。当院から一律にご案内することができませんので、領収書を保管のうえ、所轄の税務署または税理士にご確認ください。

Q10 労災保険の適用や、勤務先に提出する書式での領収書・証明書の発行はできますか。

A 労災保険による受診や、勤務先の支援制度等を利用するための指定書式による領収書・証明書の発行については、事前の手続きや確認が必要です。ご希望の場合は、あらかじめ担当医または外来受付にご相談ください。院内の事務部門と確認するため、お時間をいただきます。

3. ご利用の方法・条件について

Q11 どなたが利用できますか。他院に通院していても受けられますか。

A 原則として 15 歳以上で、医師が適当と判断した方が対象です。

- ・ 当科に通院中の方は、ご本人がご利用いただけます。
- ・ 他院に通院中の方や 15 歳未満の方も対象となる場合がありますが、現在の主治医の了解と紹介状が必要です。また、ご利用前に当科の初診を受けていただきます。

※ 当科の診療体制上、当科への転院は原則としてお受けしておりません。通常の診察やお薬の処方、現在の医療機関で継続してください。

Q12 申し込みはどうすればよいですか。同意書は必要ですか。

A 外来診察時に、主治医または担当医にご相談ください。医師が適当と判断した場合に、日時をお決めします。

- ・ご利用にあたっては、この制度の内容と費用（予約料が予約時に発生すること、キャンセル時の取り扱いを含みます）について文書でご説明し、同意書に署名をいただいたうえで開始します。ご不明な点は、署名の前に遠慮なくおたずねください。
- ・同意されない場合でも、通常の診療で不利益な取り扱いを受けることは一切ありません。

Q13 予約制を利用しないと、診てもらえないのですか。

- A** そのようなことはありません。予約料のかからない通常の診察枠を十分に確保しており、これまでどおり受診していただけます。この予約枠のご利用は、患者さんご自身の自由な選択によるものです。
- ・当院の都合で、この予約枠のご利用をお願いすることはありません。

Q14 予約した時間に始まらなかった場合はどうなりますか。

- A** 当院の都合により、予約時間から 30 分程度以上お待たせした場合は、予約料をお返しします（または、いただきます）。国の定めにより、そのように取り扱うこととされています。
- ・救急対応などやむを得ない事情で開始が遅れる場合があります。ご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いいたします。

Q15 予約の変更やキャンセルはできますか。キャンセルすると予約料は返してもらえますか。

- A** 予約の変更は原則 1 回までです。ご都合が悪くなった場合は、できるだけ早めに外来までご連絡ください。
- ・前日までにご連絡いただいた場合は、日時を変更して枠を振り替えます。この場合、予約料を重ねていただくことはありません。
 - ・当日ご連絡なく来院されなかった場合（無断キャンセル）は、確保していた 50 分の枠をほかの患者さんにご利用いただくことができないため、お預かりした予約料 5,500 円（税込）の返還はいたしかねます。あらかじめご了承ください。
 - ・急な体調の悪化、事故、災害、交通機関の運休など、やむを得ない事情があった場合は、次回の受診時にご事情をお聞かせください。事情を確認のうえ、予約料を次回の予約に振り替えるなどの対応をいたします。
 - ・無断キャンセルが繰り返される場合には、以後この予約枠のご利用をお断りすることがあります。
- ※ 予約料は予約をお取りいただいた時点で発生するため、無断キャンセルの場合に改めてご請求するものではなく、お預かり済みの予約料を返還しない取り扱いです。この取り扱いは、令和 8 年 6 月から、選定療養の「予約に基づく診察」について診察日の直前の患者都合によるキャンセルの費用徴収が認められたことに基づき、ご予約の際に文書でご説明し同意をいただいたうえで運用します。

Q16 何回まで受けられますか。

- A** 回数を一律には定めていません。患者さんのご希望、治療の目標、心身の状態を確認しながら、医師および公認心理師とご相談のうえ決めていきます。

Q17 カウンセリング中につらくなった場合はどうすればよいですか。利用を断られることはありますか。

- A** つらさが強いときは無理をせず、その場でお申し出ください。中断したり、内容を切り替えたりして対応します。
- ・緊急性が高い場合、入院治療が必要な場合、カウンセリングよりほかの治療を優先すべき場合などは、この予約枠の対象とならないことがあります。
 - ・暴力、威嚇、ハラスメント、無断の録音・撮影など、診療やほかの患者さんの安全を妨げる行為が認められた場合は、ご利用の継続をお断りします。

Q18 費用や制度について、疑問や苦情があるときはどこに相談すればよいですか。

- A** まずは担当医または外来受付にお申し出ください。ご説明のうえ、必要に応じて院内の相談窓口（患者相談窓口）におつなぎします。制度そのものに関するお問い合わせは、関東信越厚生局にご相談いただくこともできます。

【ご注意】この予約枠は、夜間・休日の緊急対応を行うものではありません。

自傷他害のおそれや急激な症状の悪化がある場合は、通常の診療窓口、または救急医療機関にご相談ください。

参考：制度の根拠と当科の運用

この予約枠は、次の法令・通知に基づいて実施しています。

- ・健康保険法第 63 条第 2 項第 5 号（選定療養）
- ・厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成 18 年厚生労働省告示第 495 号）
- ・「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について（保医発第 0313003 号ほか）
- ・保険医療機関及び保険医療養担当規則第 5 条の 4（保険外併用療養費に係る療養の基準等）
- ・療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて（平成 17 年 9 月 1 日保医発第 0901002 号。令和 8 年 3 月 27 日保医発 0327 第 7 号による改正、令和 8 年 6 月 1 日実施）

当科では、上記通知の趣旨をふまえ、次のとおり運用しています。

- ・予約料は、患者さんの自主的な選択に基づく予約診療についてののみいただきます。当院の都合による徴収は行いません。
- ・予約料は予約をお取りいただいた時点で発生し、原則として予約時にお支払いいただきます。その旨をあらかじめ文書で説明し、同意を得たうえで運用します。
- ・当院の都合により予約時間から 30 分程度以上お待たせした場合は、予約料をいただきません（お預かり済み場合は返還します）。
- ・当日連絡のない不来院（無断キャンセル）については、確保した予約枠をほかの患者さんに提供できないため、お預かりした予約料を返還しません。やむを得ない事情がある場合は、次回予約への振替等に対応します。
- ・予約料のかからない診察時間を、当科の外来診療時間のうち 2 割以上確保しています。予約によらない患者さんについても、おおむね 2 時間以上お待たせすることのないよう努めます。
- ・1 枠 50 分とし、予約診療にふさわしい診療時間を確保しています。予約診療を担当する医師 1 人が 1 日に診察する予約患者数は、国の定める上限（おおむね 40 人）を大きく下回る範囲で運用しています。
- ・制度の内容と予約料の額は、院内の見やすい場所に掲示するとともに、当院ホームページに掲載しています。
- ・予約料の内容および額を定め、または変更するときは、その都度、関東信越厚生局長に報告します。
- ・お会計では、保険診療分と予約料（保険外）を明確に区分した領収書を交付します。